

建築士 事務所 協会報

Topics : 令和2年度 県内主要官公庁役付職員配置
令和2年度 各種講習会日程の変更について

5

MAY 2020
VOL. 454

一般社団法人
広島県建築士事務所協会
Hiroshima Association of Architectural Firms



学校法人盈進学園 高校校舎



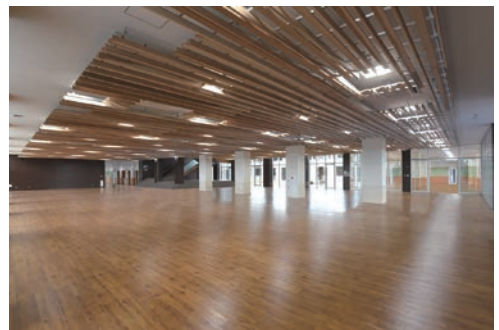
《建物概要》

発注者：学校法人盈進学園
所在地：広島県福山市千田町千田487-4
設計監理：原設計株式会社
施工：三島産業(株)・富士建設(株)・大木建設(株)
共同企業体
設計期間：平成29年8月～平成30年3月
工事期間：平成30年4月～平成31年3月
構造規模：鉄骨造4階建て+食堂平屋建て
敷地面積：91,338.25㎡
延床面積：10,475.94㎡

《設計概要》

盈進学園は森に囲まれた小高い山の中にあり、中・高一貫の教育施設で創立115周年を迎えた地元に馴染みの深い学校である。今回の建替え計画は、耐震化に伴い2棟ある高校校舎と管理棟を集約し、将来を見据えた高校教育施設を計画したものである。

1階には広々とした多目的ホール設け、芝張りの中庭は庭園風で憩いの場となっている。図書室と食堂は開かれた施設として、近隣住民や来訪の方々も利用できる交流の場となっている。教室は通常の床面積より1.3倍と広めで、廊下は有効幅5m以上のゆとり空間とし、ガラス張りを基本とした。フロア中央部には生徒たちの交流を促すオープンスペースを設け、青空と新緑の中で調和のとれる総ガラス張りは開放的で、教室からも春は桜、夏は深緑を眺められる。



写真上から
(全景 / 空撮 / 校舎夜景 / 中庭 / 多目的ホール)

■行政ニュース

- 2……令和2年度県内主要官公庁役付職員配置
- 6……住宅ローン減税の適用要件の弾力化及び次世代住宅ポイントの申請について
- 14……増改築等工事証明書に係る通達の改正について
- 16……買取再販の特例に係る通知の改正について

■協会のうごき

- 18……月間行事

■お知らせ

- 20……「設計図書の電子的作成・保存の実務講習会」案内
- 22……令和2年度各種講習会日程の変更について
- 24……建築士事務所のための法律相談窓口が簡単に！

■リレーエッセイ

- 26……私のお気に入り 直松諒
- 29……会員動静
- 29……編集後記 新見嘉浩

■今月の表紙タイトルバック／日本の伝統色
花舞小枝 はなまいこえだ
春風に揺れつつきみは(ろう)たけて…花を支える
あの小枝。土筆(つくし)もまた息吹いている。
(十日町織物工業協同組合策定きもの誕生色より)

建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、
社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 一、誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 一、健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産形成を図ります。
- 一、自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽くします。
- 一、設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 一、互いに信頼を深め、連帯の精神を持って職務を全うします。

平成20年5月

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人 広島県建築士事務所協会

令和2年度 県内主要官公庁役付職員配置

【R2.4.1】

(事) 事務職 (建) 建築職 (土) 土木職 (電) 電気職 (機) 機械職

国土交通省 中国地方整備局

〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 TEL (082) 221-9231

() 内は前職です

【営繕部】	営繕部長	中山 義章	
	営繕調査官	海老原 仁	
	営繕品質管理官	山下 真一	(中国地方整備局 営繕部 整備課長)
	設備技術対策官	森田 良次	(中国地方整備局 営繕部 調整課長)
	官庁施設管理官	小嶋 暢之	
	計画課長	山下 雅文	
	調整課長	小林 輝雄	(関東地方整備局 営繕部 営繕技術管理課長補佐)
	整備課長	築地 孝弘	(四国財務局 管財総括第二課 国有財産総括専門官)
	技術・評価課長	平田 幸夫	
	保全指導・監督室長	武居 直幸	(中部地方整備局 営繕部 建設専門官)
【建政部】	岡山営繕事務所長	岩村 正一	(近畿地方整備局 営繕部 整備課長補佐)
	建政部長	村上 威夫	(国土交通本省 土地・建設産業局 地価調査課 鑑定評価指導室長)
	建設産業調整官	井上 義典	(中国運輸局 交通政策部 環境・物流課長)
	都市調整官	赤星 剛	(中国地方整備局 災害対策マネジメント室長)
	住宅調整官	安立 宏	(中国地方整備局 企画部 工事品質調整官)
	計画・建設産業課長	牧野 健二	
	都市・住宅整備課長	辻野 満	

広島県

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 TEL (082) 228-2111

《本庁》土木建築局

都市建築技術審議官 【建築課】

上田 隆博(土)	課長	吉田 勝則(建)	建築安全担当	主査	山下 和彦(建)
	参事	兼原 浩樹(建)	建築指導GL	主査	坪郷 一也(建)
総括官(建築技術)	参事	蒲原 克兒(建)	構造審査GL	主査	荒谷 俊介(建)
的場 弘明(建)	参事	土肥 武彦(電)	建築士GL	主査	幹 坂江 知雄(事)
	参事	加藤 義和(機)	宅建業GL	主査	若山 哲朗(事)

【住宅課】

	課長	河野 龍(建)	住宅総務GL	主査	荒谷 明範(事)
	住宅管理担当監	有村 泰宣(事)	住宅企画GL	主査	益永 英治(建)
	参事	北墓 幸祐(建)	住宅指導GL	主査	幹 佃 義晴(建)
	参事	奥野 功貴(建)	住宅管理GL	主査	清水富士美(事)
			住宅収納GL	主査	幹 西川規功枝(事)

【営繕課】

	課長	川畠 満(建)	営繕企画GL	主査	原田 慎治(建)
	設備工事担当監	富田 潔(機)	一般営繕GL	主査	田原 修(建)
	耐震工事担当監	石井 正樹(建)	庁舎営繕GL	主査	保本 尚久(建)
	参事	平川 伸行(建)	住宅営繕GL	主査	平田 衡(建)
	参事	宮本 洋一(建)	学校営繕第一GL	主査	横川 裕一(建)
	参事	新矢 晃子(建)	学校営繕第二GL	主査	日高 昌文(建)
			警察営繕GL	主査	長崎 聖(建)
			電気設備第一GL	主査	柴崎 稔(電)
			電気設備第二GL	主査	幹 山口 晃生(電)
			機械設備第一GL	主査	小鳥田博夫(機)
			機械設備第二GL	主査	菊田 敬一(機)

《地方機関》

西部建設事務所

所 長

宮本 通孝(土) 次長(兼)政策監
次 長
次 長
次 長

戸野 雅生(事)
寺田 清明(事)
河村 洋治(土)
三上 公彦(土)

【建 築 課】

建 築 課 長
審査第一係長
主幹(兼)審査第二係長
検査指導係長

北本 拓也(建)
河野 郁子(建)
田坂 敦志(建)
谷口 享子(建)

東部建設事務所

所 長

蒲原 幹生(土) 次長(兼)政策監
次 長

中本 和弘(事)
山口 謙二(土)

【建 築 課】

建 築 課 長
審 査 係 長
住 宅 係 長

松井 稔(建)
久留嶋正昭(建)
道方 徹男(建)

北部建設事務所

所 長

菅島 章文(土) 次長(兼)政策監
次 長

山科 謙二(事)
後藤 裕司(土)

【建 築 課】

建 築 課 長
主 査

濱井 寿光(建)
戸田 恭子(建)

広 島 市

〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34 TEL(082)245-2111

《本 庁》

【都市整備局】

都市整備局長

中 村 純

指導担当局長

胡麻田 泰 江

都市計画担当部長

吉 谷 勝 美

指 導 部 長

芝 啓 造

営繕部長(兼)営繕課長

萬ヶ原 伸 二

住 宅 部 長

金 澤 正 裕

都市デザイン担当課長 清 水 由 明

建築指導課長 宮 本 佳 彦

耐震対策担当課長 橋 本 浩二郎

住宅政策課長 横 山 太 造

基町住宅担当課長 外 垣 誠 治

住宅整備課長 阿舎利^{あせり} 孝 之

《区役所》

中 区 役 所

建築担当部長(兼)建築課長 梶 川 彰 彦

東 区 役 所

建 築 課 長 丸 岡 憲 一

南 区 役 所

建 築 課 長 登 立 哲

西 区 役 所

建築担当部長(兼)建築課長 石 井 哲 郎

安佐南区役所

建 築 課 長 中 島 崇 秀

安佐北区役所

建 築 課 長 宮 下 一 成

安芸区役所

建 築 課 長 山 根 健 治

佐伯区役所

建 築 課 長 西 村 博 基

呉 市

〒737-8501 呉市中央4丁目1-6 TEL (0823) 25-3100

都 市 部

部 長 近藤 昭博
副 部 長 檜垣 昌宏
(建築指導担当)

建築指導課

課 長 上東 剛慈

建築確認G 専門員(GL) 垣中 太郎
主 査 原 恵里
専門員 井原 真琴
専門員 川本 亮
空家対策G 課長補佐(GL) 山口 宗久
課長補佐 山川慎太郎
専門員 藤井 大樹
主 査 長重 忠昭

土 木 部

部 長 北岡 宏昭
副 部 長 永田 幹夫
(営繕担当)

営 繕 課

課 長 前田 康彦
課 長 補 佐 山田 和重
課 長 補 佐 箱崎 宏志

営繕第1G 専門員(GL) 東 克俊
専門員 大田 玲子
営繕第2G 専門員(GL) 桐木 淳子
設備第1G 課長補佐(GL) 西下 宏満
専門員 世羅 勇人
設備第2G 課長補佐(GL) 厚井 一史
専門員 上本 成夫

福 山 市

〒720-8501 福山市東桜町3-5 TEL (084) 921-2111

建 設 局

建 築 部 長

渡邊 桂司(技)

営 繕 課 長 石川 康信(技)

設 備 課 長 藤井 秀憲(技)

住 宅 課 長 太田 良成(事)

建築指導課長 村上 正人(技)

次長(営繕第1担当)

次長(営繕第2担当)

次長(営繕第3担当)

次長(営繕第4担当)

次長(設備第1担当)

次長(設備第2担当)

調整員(政策担当)

次長(住宅政策担当)

次長(管理担当)

次長(建築相談窓口担当)

次長(審査・検査担当)

次長(指導・査察担当)

川ノ上智喜(技)

渡辺 早苗(技)

田上 敦紀(技)

槇田 博(技)

小林 良弘(技)

濱野 清詞(技)

唐下 正典(技)

澁谷 浩良(事)

塩見 洋平(事)

豊田 智秋(技)

芝 雅浩(技)

河村 亮(技)

尾 道 市

〒722-8501 尾道市久保1丁目15-1 TEL (0848) 38-9111 (代表)

都 市 部

部 長

河本 達男(主事)

建 築 課

課 長

細谷 一彦(技師)

主幹(建築確認担当)

笠井 壮一(技師)

課長補佐兼建築係長

青山 真士(技師)

建築確認担当主幹兼

指導係長事務取扱

笠井 壮一(技師)

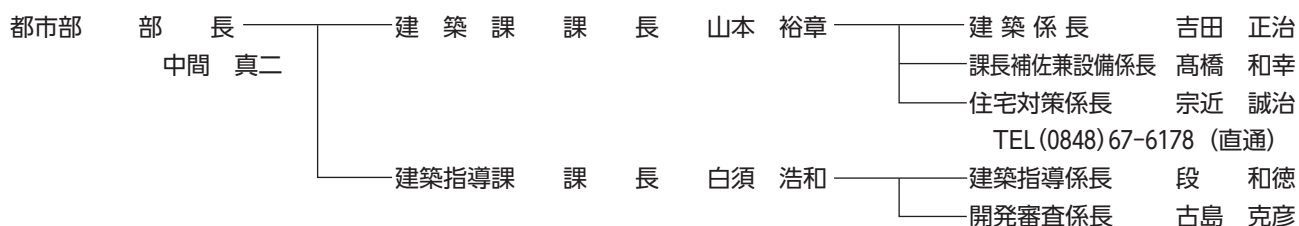
専門員

横山 雅一(技師)

三 原 市

〒723-0015 三原市港町3丁目5-1(市庁舎)

建築課TEL(0848)67-6121(直通) 建築指導課TEL(0848)67-6122(直通)



三 次 市

〒728-8501 三次市十日市中2丁目8-1

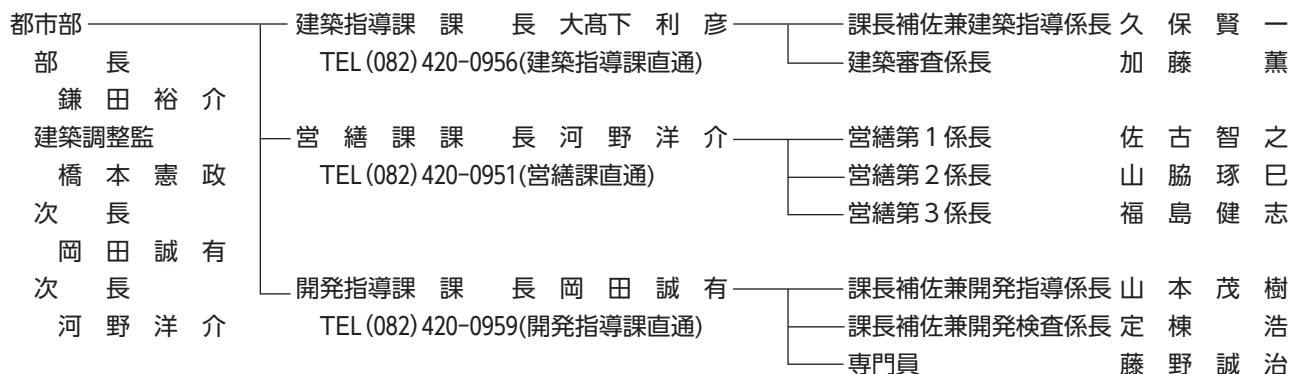
TEL(0824)62-6385

建設部長 坂 井 泰 司
 建設部付課長 白 石 崇
 都市建築課長 大 前 安 史
 建築指導係長 山 田 真 司
 都市計画係長 藤 川 賢 治

東 広 島 市

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

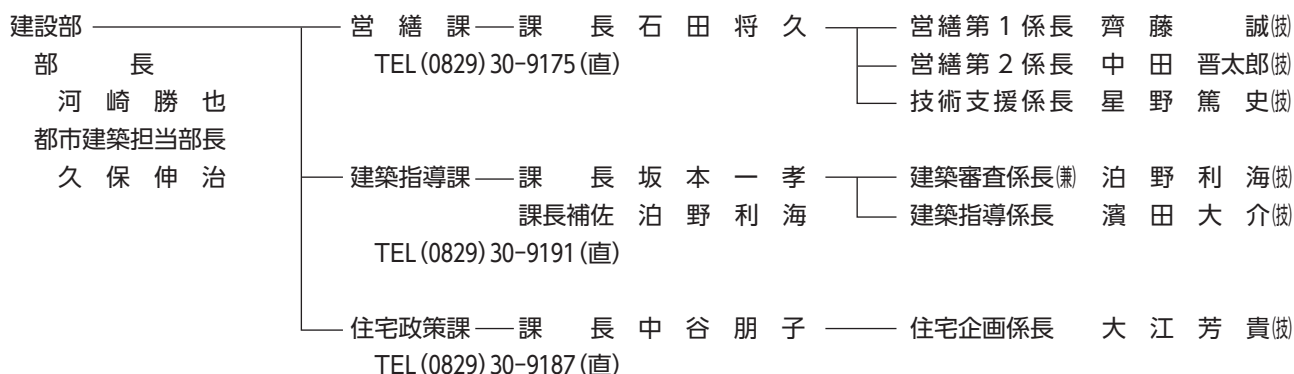
TEL(082)422-2111(代表)



廿 日 市 市

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11-1

TEL(0829)20-0001



事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 7 日

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅企画官
住宅生産課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応について

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。

本日（4月7日）、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応として、住宅ローン減税の適用要件の弾力化が盛り込まれました。

また、令和2年3月31日に申請の受付を終了した次世代住宅ポイント制度について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ以下の対応をすることとしております。

貴団体におかれましては、別紙資料等をご活用頂きながら、消費者の方々に対して今回の対応に関する周知広報をよろしくお願いいたします。

1. 住宅ローン減税の適用要件の弾力化

- （1）住宅ローン減税の控除期間 13 年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となります。
- （2）既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件（取得の日から6ヵ月以内）について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、一定の期日までに増改築等の契約を行っている等の要件を満たしていれば、入居期限が「増改築等完了の日から6ヵ月以内」となります。

※詳細については、以下をご覧ください。

（別紙1）住宅ローン減税の適用要件が弾力化されます！（報道発表資料）

（別紙2）住宅ローン減税の適用要件の弾力化について（Q&A）

（住宅ローン減税についてのお問い合わせ先）

国土交通省住宅局住宅企画官付 メールアドレス：hqt-jutakutakuchi@gxb.mlit.go.jp
担当：課長補佐 鈴木 健弘 電話：03-5253-8111（代表）
係長 三宅 貴大

2. 次世代住宅ポイントの申請について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業者から受注や契約を断られるなど令和元年度末までに契約できなかった方がおられることから、これらの方について、ポイント発行申請を受け付けます。

申請の受付期間は6月1日～8月31日を予定しています。申請にあたっては、やむを得ず令和元年度末までに契約ができなかった理由の申告が必要です。また、申請期限前であっても、予算額に達し次第終了します。

対象となる住宅の契約・着工等の対象期間は下表のとおりです。

詳細は次世代住宅ポイント制度のホームページにて公開します。

	工事請負契約	建築着工／工事着手	売買契約
新築 (注文住宅)	令和2年4月7日 ～令和2年8月31日	工事請負契約 ～令和2年8月31日	—
新築 (分譲住宅)	平成30年12月21日 ～令和2年8月31日		令和2年4月7日 ～令和2年8月31日
リフォーム※	令和2年4月7日 ～令和2年8月31日		—

※1,000万円未満のリフォーム工事について、工事完了の期限は令和2年8月31日です。

(参考資料)

(別紙3) 次世代住宅ポイント制度の申請について (報道発表資料)

(次世代住宅ポイントについてのお問い合わせ先)

国土交通省住宅局住宅生産課 電話：03-5253-8111 (代表)

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松井康治 (内線39463)

係長 塙 洋介 (内線39428)

係長 大町晃央 (内線39471)

次世代住宅ポイント事務局

ホームページ：<https://www.jisedai-points.jp/>

コールセンター：0570-001-339 (ナビダイヤル)

(IP電話からのご利用 042-303-1553)

受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝日を含む)

(参考)

・国土交通省ホームページ (新型コロナウイルス感染症特設ページ)

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000044.html

令和 2 年 4 月 7 日
住宅局住宅企画官付

住宅ローン減税の適用要件が弾力化されます！ ～新型コロナウイルス感染症の影響で期限内に入居できない方へ～

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず住宅ローン減税の入居期限要件を満たせない場合でも、代わりの要件を満たすことで期限内に入居したのと同様の減税措置が適用されることとなります。
(なお、今回の税制措置は、関連税制法案が国会で成立することが前提となります。)

1 現行の住宅ローン減税の概要

住宅ローンを借りて住宅の取得等をした場合、毎年の住宅ローン残高の 1% を 10 年間、所得税等から控除する制度です。なお、消費税率 10% が適用される住宅の取得等をした場合は、控除期間を 13 年間に延長する特例（建物購入価格等の消費税 2% 分の範囲で減税）があります。

2 今回の弾力化措置の概要

- (1) 住宅ローン減税の控除期間 13 年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限（令和 2 年 12 月 31 日）に遅れた場合でも、以下の要件を満たした上で令和 3 年 12 月 31 日までに入居すれば、特例措置の対象となります。
 - i) 一定の期日までに契約が行われていること。
 - ・ 注文住宅を新築する場合：令和 2 年 9 月末
 - ・ 分譲住宅・既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合：令和 2 年 11 月末
 - ii) 新型コロナウイルス感染症の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。
- (2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件（取得の日から 6 カ月以内）について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、以下の要件を満たしていれば、入居期限が「増改築等完了の日から 6 カ月以内」となります。
 - i) 以下のいずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること。
 - ・ 既存住宅取得の日から 5 カ月後まで
 - ・ 関連税制法案の施行の日から 2 カ月後まで

※ 施行の日より前に契約が行われている場合でも構いません。
 - ii) 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと。

3 その他

- ・ 現行の住宅ローン減税については別添 1、今回の措置については別添 2 をご参照ください。
- ・ 今回の弾力化措置については、関連税制法案が国会で成立することが前提となります。
- ・ URL : http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局住宅企画官付

鈴木（内線 39233）、三宅（内線 39256）、片庭（内線 39254）

電話：03-5253-8111（代表） 03-5253-8505（直通） FAX：03-5253-1627

メールアドレス：hqt-jutakutakuchi@gxb.mlit.go.jp

住宅ローン減税(現行制度)

別添1

消費税率10%時の特例

(令和元年度税制改正で措置)

- 消費税率10%が適用される住宅の取得等をした場合に、控除期間を延長。
- 令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した場合に限り適用。

控除期間延長	各年の控除限度額(一般住宅の場合)
3年間 (10年間→13年間) × 以下のいずれか小さい額 ①借入金年末残高(上限4,000万円)の1% ②建物購入価格(上限4,000万円)の2/3%(2%÷3年)	※ 新築・未使用の長期優良住宅・低炭素住宅の場合は、借入金年末残高・建物購入価格の上限:5,000万円

時限的に拡充

住宅ローン減税(基本制度)

- 【主な要件】 ①自らが居住するための住宅 ②床面積が50㎡以上 ③合計所得金額が3,000万円以下 ④住宅ローンの借入期間が10年以上
- ⑤取得等の日から6ヵ月以内に入居 ⑥令和3年12月31日までに入居 等

控除対象 借入限度額	控除率	控除期間	控除限度額	住民税からの 控除上限額
消費税率8%又は10%の場合 4,000万円 (5,000万円)	1.0%	10年間	400万円 (500万円)	13.65万円/年
その他の場合 (個人間売買で中古住宅 を取得した場合) 2,000万円 (3,000万円)	1.0%	10年間	200万円 (300万円)	9.75万円/年

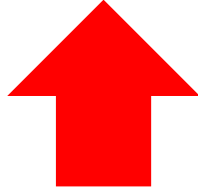
※ ()内は新築・未使用の長期優良住宅・低炭素住宅の場合

住宅ローン減税の適用要件の弾力化について(新型コロナウイルス感染症関係)

別添2

- 住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限(令和2年12月31日)に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たしていれば、特例措置の対象とする。

令和2年12月31日
までに入居



契約期限等の要件(※)を満たし、
令和3年12月31日
までに入居

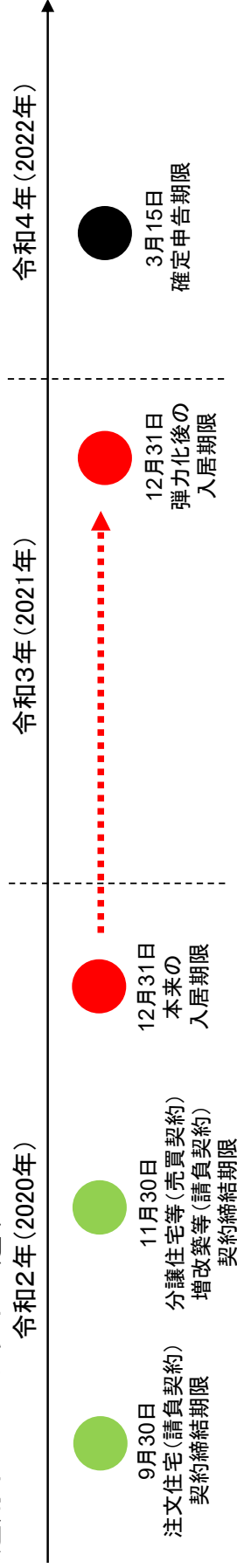
※以下の要件を満たす必要あり

- (1) 一定の期日までに契約が行われていること。

- ・注文住宅を新築する場合：令和2年9月末
- ・分譲住宅・既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合：令和2年11月末

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。

※適用イメージは以下の通り



【問い合わせ先】 国土交通省住宅局住宅企画官付 メールアドレス：hqt-jutakutakuchi@gxb.mlit.go.jp
URL(Q&Aを掲載)：http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html



- 既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件(取得の日から6ヵ月以内)について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、一定の期日までに増改築等の契約を行っている等の要件を満たしていれば、入居期限を「増改築等完了の日から6ヵ月以内」とする。

既存住宅取得の日から
6ヵ月以内に入居



契約期限等の要件(※)を満たし、
増改築等完了の日から
6ヵ月以内入居

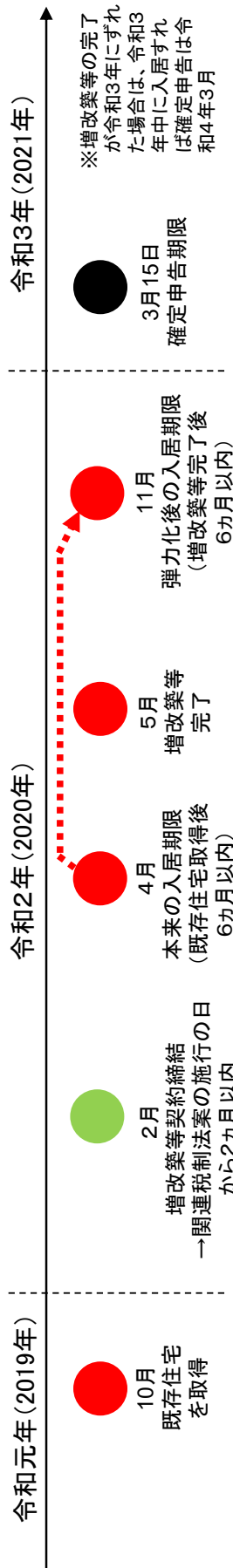
※以下の要件を満たす必要あり

(1) 以下のいずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること。

- ・ 既存住宅取得の日から5ヵ月後まで
- ・ 関連税制法案の施行の日から2ヵ月後まで(施行の日より前に契約が行われている場合でも構いません。)

(2) 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと。

※適用イメージは以下の通り



※耐震基準を満たさない既存住宅でも、取得から6ヵ月以内に耐震改修を行い入居するなら、住宅ローン減税や不動産取得税の特例(住宅・住宅用地)の対象にできる特例(買って耐震)についても同様に措置。



【問い合わせ先】 国土交通省住宅局住宅企画官付 メールアドレス: hqt-jutakutakuchi@gxb.mlit.go.jp
URL(Q&Aを掲載): http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html

令和2年4月7日
住宅局住宅生産課

次世代住宅ポイント制度の申請について

～新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年3月末までに契約できなかった方へ～

次世代住宅ポイントについては、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風等の被害を踏まえ、災害等やむを得ず令和元年度末までに着工することが困難と認める場合、本制度の着工期限を令和2年6月末とする運用を行ってきたところですが、今般、新型コロナウイルス感染症の影響により事業者から受注や契約を断られるなど令和元年度末までに契約できなかった方がおられることから、これらの方について次世代住宅ポイントの申請を受け付けます。

1 次世代住宅ポイント制度の概要

消費税率 10%で一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を有する住宅や家事負担軽減に資する住宅の新築やリフォームを行う場合を対象に、様々な商品等と交換可能なポイントを付与します。

○新築は最大 35 万円相当、リフォームは最大 30 万円相当のポイントを付与。

○若者・子育て世帯がリフォームを行う場合等にポイントの特例あり。

2 ポイント発行対象者について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業者から受注や契約を断られるなど令和元年度末までに契約できなかった方について、令和2年4月7日から8月31日までに契約を行った場合、ポイントの申請が可能です。

3 ポイント発行申請受付期間について

令和2年6月1日（月）～ 令和2年8月31日（月）（予定）

※申請にあたっては、やむを得ず令和元年度末までに契約ができなかった理由の申告が必要です。

※申請期限前であっても、予算額に達し次第終了します。

（問い合わせ先）

国土交通省住宅局住宅生産課

松井（内線 39463）、塙（内線 39428）、大町（内線 39471）

電話：03-5253-8111（代表）、FAX：03-5253-1629

システムを売る建材の専門商社

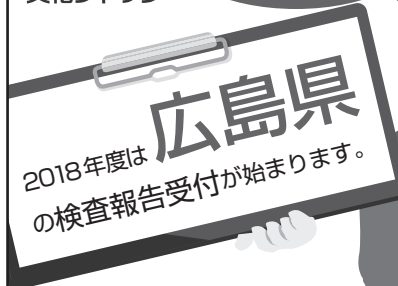


広島支店
広島県安芸郡坂町北新地4丁目2番30号
東部流通団地
Tel (082)885-3411 Fax (082)885-3400
本 社／尾道 支店／尾道・福山
営業所／松山・三原・岡山・山陰・備北
山口・鳥取・東京

建設資材の総合販売及施工

杭 地 業：PHCパイル(日本ヒューム・ジャパンパイル・日本コンクリート工業)
工法(HiFB・ハイパーメガ・ハイパーストレート・EAZET・アットコラム)：
場所杭：杭引抜工
地 盤 改 良：柱状改良(テノコラム)・表層改良(エルマッド)・砕石パイル
地 質 調 査：ボーリング・サウンディング試験
外 壁 工 事：ALC(旭化成)・押出成型セメント板(ノザワ・神島化学工業)
サイディング(ケイミュー・ニチハ)
住 設 工 事：ユニットバス・システムキッチン・洗面化粧台(LIXIL・TOTO・タカラ・パナソニック他)
介護用ユニットバス(積水ホームテクノ・大和重工・パナソニック)
その他工事：住金システム建築・大断面構造・屋根工事・太陽光発電
什器備品・木製建具・エレベーター
外 構 工 事：膜屋根・アルミハニカムパネル・雨水流出抑制・防災関連製品
ストリートファニチャー・フェンス・門扉・シェルター・自転車置場・インターロッキング

BX
文化シャッター
文化シャッターが
検査・報告
いたします!!!



防火設備検査員

防火設備の 定期検査・報告は 文化シャッターにお任せください!!!

文化シャッター株式会社 ホームページ <http://www.bunka-s.co.jp/>
本 社 〒113-8535 東京都文京区西片1丁目17-3 tel: 03-5844-7111
中四国支店 〒734-0013 広島県広島市南区出島2-4-49 tel: 082-256-6700

矢作建設グループには全国で4000件以上の耐震補強実績があります。



公共
施設

ピタコラム



住宅

セスレット



オフィス

制震ピタコラム

■ 建物を使用しながら工事が可能 ■ 高層建築物に対応 ■ 眺望・採光を確保

矢作建設工業株式会社
www.yahagi.co.jp

広島支店 〒732-0052 広島市東区光町1-9-28 第一寺岡ビル7階
TEL:082-264-6680 FAX:082-264-6683



ピタコラム工法

〈営業品目〉

杭打工事・サッシ工事・ALC工事／合板・新建材・住宅機器
合成樹脂原料・樹脂製品／IBM OA機器・システム開発
建設資材の総合商社

光和物産株式会社

広島支店／〒733-0001 広島市西区大芝2丁目10番23号
TEL (082) 230-1855(代) FAX (082) 230-1866

国住政第149号
国住生第1246号
国住指第4574号
令和2年4月1日

日本建築士会連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿
日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局住宅企画官

住宅生産課長



建築指導課長



「住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第15項、第18条の23の2第1項及び第19条の11の3第1項から第6項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」の一部改正について

令和元年国土交通省告示第264号、令和元年国土交通省告示第265号、令和元年国土交通省告示第267号及び令和元年経済産業省・国土交通省告示第2号による既存住宅の改修に係る標準的な費用の額の改正及び令和元年国土交通省告示第783号による地域区分の改正を踏まえ、「住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第15項、第18条の23の2第1項及び第19条の11の3第1項から第6項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」に記載されている標準的な費用の額及び地域区分等を改正することにいたしました。

つきましては、当該通知を別添新旧のとおり改正することにしたので、貴職におかれましては、別添新旧の内容について十分ご留意していただきますとともに、貴団体会員に対しても本通知を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済みでありますので、念のため申し添えます。

国 住 政 第 1 5 0 号
国 住 生 第 1 2 4 7 号
国 住 指 第 4 5 7 5 号
令和 2 年 4 月 1 日

日本建築士会連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿
日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局住宅企画官

住宅生産課長



建築指導課長



「地方税法施行規則附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について」の一部改正について

今般、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、耐震改修、熱損失防止改修又は長期優良住宅化改修工事を実施した場合の固定資産税額の減額措置の適用期限が2年間延長（令和4年3月31日）されたところです。以上を踏まえ、「地方税法施行規則附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について」に記載されている適用期限等を改正することにいたしました。

つきましては、当該通知を別添新旧のとおり改正することといたしましたので、貴職におかれましては、別添新旧の内容について十分ご留意していただきますとともに、貴団体会員に対しても本通知を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。

詳しくは（一社）日本建築士事務所協会連合会のホームページをご覧ください。
<http://www.njr.or.jp/material/tax-service/>

国住政第146号
令和2年4月1日

日本建築士会連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿
日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局 住宅政策課長

住宅企画官

「特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例に係る
建築士等の証明事務の実施について」の一部改正について

現在、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第74条の3に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例（以下「登録免許税の特例措置」という。）の適用にあたっては、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第26条の3の規定に基づき、市町村長等が当該家屋の証明を行うことが必要であり、その証明にあたって同法第74条の3第2項に規定する増改築等をしたことを確認するための書類について、標記通知により定めているところです。

今般、「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」において、「民法（明治29年法律第89号）」が一部改正され、瑕疵担保責任に関する規定の見直しが行われました。また、令和元年国土交通省告示第783号において、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）」が一部改正されたことにより、地域区分の改正が行われております。

これらに伴い、標記通知においても、瑕疵担保責任に関する規定の見直しを踏まえた改正を行い、また、地域区分等の改正を行うとともに、その他所要の改正を別紙のとおり行うこととしました。

なお、改正の内容については、関係省庁とも協議済みであることを申し添えます。

国住政第148号
令和2年4月1日

日本建築士会連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿
日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局 住宅政策課長

住宅企画官

「買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置における
建築士等の証明事務の実施について」の一部改正について

現在、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条の4第4項において規定する、宅地建物取引業者が中古住宅を買取り、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行って、個人に譲渡する場合、宅地建物取引業者に課される不動産取得税を軽減する特例措置においては、特例の適用にあたって当該改修工事が行われたことを確認するための書類について、標記通知により定めているところです。

今般、「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」において、「民法（明治29年法律第89号）」が一部改正され、瑕疵担保責任に関する規定の見直しが行われました。また、令和元年国土交通省告示第783号において、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）」が一部改正されたことにより、地域区分の改正が行われております。

これらに伴い、標記通知においても、瑕疵担保責任に関する規定の見直しを踏まえた改正を行い、また、地域区分等の改正を行うとともに、その他所要の改正を別紙のとおり行うこととしました。

なお、改正の内容については、関係省庁とも協議済みであることを申し添えます。

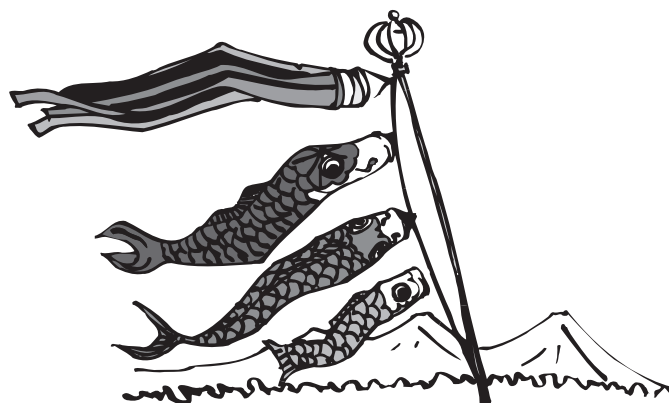
詳しくは（一社）日本建築士事務所協会連合会のホームページをご覧ください。
<http://www.njr.or.jp/material/tax-service/>

<月 間 行 事>

- 4月1日 広島県消費生活課建築相談 令和2年4月1日～令和2年4月30日
於：広島県生活センター 苗村住宅委員出席
- 4月3日 三役会
- 4月7日 マンション計画修繕部会
- 4月9日 住宅委員会
- 4月10日 第10回ひろしま建築文化賞現地審査（延期）
- 4月14日 広島県建築士事務所政経研究会監査（書面監査）
- 4月15日 （一社）広島県建築士事務所協会監査
- 4月16日 一級建築士を目指す技術者セミナー（中止）
- 4月17日 第10回ひろしま建築文化賞第2回審査会（延期）
情報・編集委員会（書面審議）
- 4月20日 すぐに役立つビジネスマナー講座（中止）
- 4月21日 総務渉外委員会（書面審議）
令和2年第1回日事連中四国ブロック協議会（書面審議）
- 4月23日 広島市住宅相談 於：広島市役所
立石指導委員長出席
- 4月28日 三役会・理事会（書面決議）
政経研究会役員会（書面審議）

＜今後の行事予定＞

- | | | |
|---------|---|----------------|
| ○ 5月21日 | 既存住宅状況調査技術者更新講習（中止） | |
| ○ 5月27日 | 広島県建築士事務所政経研究会令和2年度通常総会（書面審議）
（一社）広島県建築士事務所協会令和2年度定時総会
於：リーガロイヤルホテル広島 | |
| ○ 6月10日 | 建築士定期講習 | 於：広島商工会議所 |
| ○ 6月17日 | 既存住宅状況調査技術者更新講習 | 於：建築サロン |
| ○ 6月24日 | 建築士定期講習 | 於：福山商工会議所 |
| ○ 6月30日 | 管理建築士講習 | 於：建築サロン |
| ○ 7月8日 | 建築士定期講習 | 於：みよしまちづくりセンター |
| ○ 7月14日 | 三役会・理事会 | |
| ○ 7月15日 | 建築士定期講習 | 於：建築サロン |
| ○ 7月21日 | 設計図書の電子的作成・保存の実務講習会 | 於：福山市市民参画センター |
| ○ 7月28日 | 建築士定期講習 | 於：広島商工会議所 |



正会員の皆様
建築士事務所の皆様

一般社団法人広島県建築士事務所協会
会 長 衣 笠 准 一
教育委員会委員長 戸 梶 好 喜

福山で開催

「設計図書の電子的作成・保存の実務講習会」 ～法令で求められる設計図書の15年保存とは～ ご案内

平素は、本会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日事連では（公社）日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）と共同でワーキンググループを設置し、設計図書の電子化の普及促進を目的とした講習会を企画しました。平成29年12月にJIIMAから「建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン」（編集協力：国土交通省）が発行されました。

本講習会はガイドラインに基づき、建築士事務所が設計図書を電磁的記録でどのように作成・保存すればよいか、法的根拠とその具体的な実例を解説し、電磁的記録を普及促進することを目的とします。

記

名称：	「設計図書の電子的作成・保存の実務講習会」 ～法令で求められる設計図書の15年保存とは～
共催：	一般社団法人広島県建築士事務所協会 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
後援：	公益社団法人日本文書情報マネジメント協会
日時：	令和2年7月21日（火） 14：30～16：50
会場：	福山市市民参画センター 福山市本町1-35
受講料：	会員：2,200円、一般：5,500円（税込み、テキスト代込み）
定員：	20名
締切：	令和2年6月26日（金）
CPD：	2単位

（一社）広島県建築士事務所協会 宛 （FAX 082-221-8400）

電子的作成・保存に関する講習会参加申込書		・ 会員 ・ 一般		※事務局 受付印
事務所名		電話		
氏 名		FAX		
建築CPD情報提供制度、建築士会 CPD No.				

NEW

ダウンライト 3兄弟

選べる3タイプの調光スタイル

楽調 (らくちょう)

プルレススイッチで昼白色 (5000K) と電球色 (2700K) を切替え可能。明るさは 100%~1% の範囲で自在に調節できます。

色温度切替・調光イメージ

昼白色と電球色をスイッチ切替え

温調 (かんちょう)

調光して明るさを落としていくと、よりあたたかい色の光に変化します。明るさは 100%~1% の範囲で自在に調節できます。

色温度・明るさ調節イメージ

もっとあたたかい色へ

段階調 (だんごう)

プルレススイッチで明るさを 100%・70%・1% に切替えられ、調光器がなくても手軽に室内の雰囲気を変えられます。省エネにもおすすめの器具です。

段階調光イメージ

明るさをスイッチ切替え

大光電機株式会社
中四国支店/Tel.(082)247-6711 Fax.(082)249-5472 〒730-0811 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル8F

DAIKO
http://www.lighting-daiko.co.jp

エスケー化研の製品は建築物の資産価値向上に貢献します

耐火塗料
SKタイカコート

不燃断熱材
セラミライトエコG

内装用汚染防止エマルジョン塗料
セラミフレッシュIN

水性厚膜型特殊合成樹脂系塗床材
SKスペシャルフロア

建築仕上材の総合メーカー
エスケー化研株式会社
SK KAKEN

エスケー化研ホームページ
www.sk-kaken.co.jp

TEL:082-943-5043 FAX:082-943-5036
広島支店：広島市佐伯区五日市港 2-1-5

美和ロック・HORIロック 広島地区代理店

梅田株式会社

〒733-0815 広島市西区己斐上4丁目31番2号
TEL 082-507-1191(代)・507-1189

露出型弾性固定柱脚工法

ISベース

<http://www.isbase.jp>

(財)日本建築センター認定／国土交通省大臣認定

有限会社 キョウヤマ

本社
広島市西区中広町2丁目14-21
TEL (082) 532-3067

松山営業所
愛媛県東温市則之内乙2575-7
TEL (070) 5513-0342

高松営業所
香川県高松市瓦町1丁目9-20
TEL (087) 842-1668

令和2年度各種講習会日程の変更について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、各種講習会の日程や定員をすでにご案内しているものから次の通り変更いたします。

会場によっては定員の減少により受付を終了している場合があります、希望の会場での受付ができない場合もございます。ホームページで受付状況を随時お知らせしておりますので、ご確認くださいませようをお願いいたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

一般社団法人 広島県建築士事務所協会

TEL 082-221-0600

メール info@h-aaa.jp

H P <https://h-aaa.jp/>

◆建築士定期講習◆

講習日	会場コード	会場	定員
6月10日(水)	6D-51	広島商工会議所	50名
6月24日(水)	6D-52	福山商工会議所	32名
7月8日(水)	6D-53	みよしまちづくりセンター	16名
7月15日(水)	6D-54	広島県建築士事務所協会 建築サロン	10名
追加 7月28日(火)	6D-58	広島商工会議所	50名
追加 8月18日(火)	6D-59	広島商工会議所	50名
8月19日(水)	6D-55	広島商工会議所	50名
9月2日(水)	6D-56	福山商工会議所	32名
9月24日(木)	6D-57	広島商工会議所	21名
※すべてDVD講習			
※各回とも定員に達し次第受付を終了します。(各講習日の10日前までにはお申し込みください。)			

◆管理建築士講習◆

講 習 日	会場コード	会 場	定 員	申込〆切
6月30日（火）	6D-01	各回とも 広島県建築士事務所協会 建築サロン	各回とも 10名	6月 5日（金）
9月 8日（火）	6D-02			8月19日（水）
追加 10月28日（水）	6D-05			10月 9日（金）
11月17日（火）	6D-03			10月28日（水）
令和3年 2月17日（水）	6D-04			令和3年 1月29日（金）
追加 令和3年 3月30日（火）	6D-06			3月10日（水）
※すべてDVD講習				

◆既存住宅状況調査技術者講習◆

講 習 日	会場コード	会 場	定 員	申込〆切
更新講習				
5月21日(木) 14:00~17:00	B3431	広島県建築士事務所協会 建築サロン	24名	開催中止
6月17日(水) 14:00~17:00	B3432	広島県建築士事務所協会 建築サロン	24名	6月 5日(金)
9月16日(水) 14:00~17:00	B3434	福山商工会議所	36名	9月 7日(月)
新規講習				
10月 8日(木) 10:00~17:00	A3431	広島県建築士事務所協会 建築サロン	24名	9月30日(水)
適合証明技術者講習との同日開催 ※適合証明技術者講習は午後に開催				
8月25日(火) 9:30~12:40	B3433	広島商工会議所	150名	8月17日(月)
※すべてDVD講習				

「建築士事務所のための法律相談窓口」が簡単に！

相談したい方は、直接、委託法律事務所へ電話してください。

※ これまでは、事務局経由で委託法律事務所へ連絡調整していました。

建築士事務所のための法律相談窓口

建築設計・監理業務の法律関係のことでお困りの方、
当協会の委託法律事務所が無料で相談に応じます。

- ※ 協会正会員に限ります。
- ※ 面談による相談です。（原則、電話による相談はできません）
- ※ 面談場所は、委託法律事務所内（広島市、尾道市、三次市）です。
- ※ 相談に限り無料です。
解決に向けて事件の受任を依頼する場合などは有料です。
- ※ 委託法律事務所と利害関係のある案件を除きます。



まずは、気軽に法律事務所へご一報を！

《連絡先》

弁護士法人広島みらい法律事務所
（協会委託法律事務所）

電話 082-511-7772 受付時間 9:00～18:00（平日）



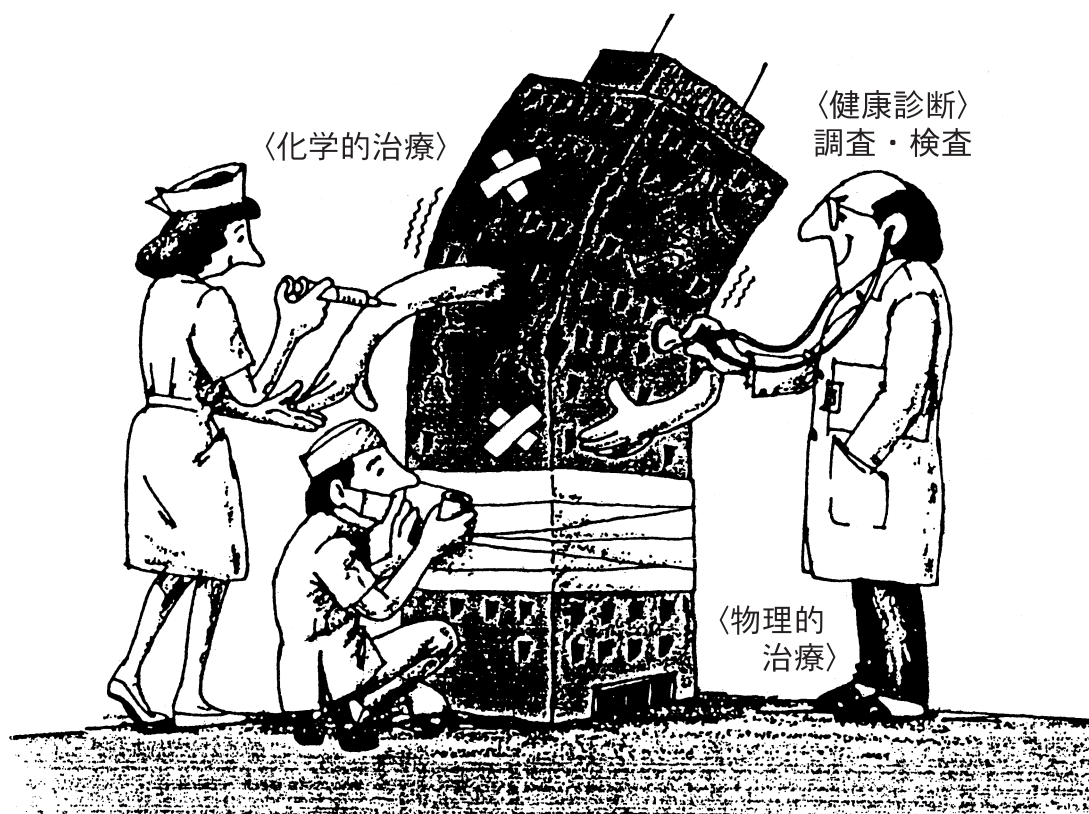
※ 電話の際、「当協会の法律相談」である旨、「当協会会員」である旨をお伝えください。

※ 相談については法律事務所限りとしています。
相談者名や相談内容の詳細については、法律事務所から当協会への報告はありません。

※ 相談者から当協会への連絡の必要はありません。

傷んだコンクリートをリフレッシュ
すぐれた技術・抜群の実績

リフリート工法



建物の調査と改修工事のご相談は
□ リフリート工業会 □

中国支部事務局 (082) 261-7191
(太平洋マテリアル(株) 中四国支社 広島営業部内)

<http://www.refrete.com>

(株) 愛 晃 ☎ 082-262-3110

三 共 化 学 工 業 (株) ☎ 082-295-8600

ア マ ノ 企 業 (株) ☎ 0849-33-4704

(株) サ ン ゼ オ ン ☎ 082-291-1631

(株)カシワバラ・コーポレーション ☎ 0827-22-1266

(株) テ ク シ ー ド ☎ 082-516-1070

(株) カ ネ キ ☎ 082-277-2371

東興ジオテック(株)広島支店 ☎ 082-497-4777

小 島 建 興 (株) ☎ 082-272-3773

宮 本 塗 装 工 業 (株) ☎ 082-238-3511

(株)コンステック広島支店 ☎ 082-236-6333



第104回 野球を通して学んだこと

プロフィール

趣味：野球、ドライブ
美味しいものを食べること

大建工業株式会社
公商建推進部

直松 諒



「組織とは、目標・目的を達成するために様々な役割機能をもった人を組み合わせた体系である。一人ではできない大きな仕事をするようになると、各人の役割を決め、分業化した方が効率的に成し遂げることができる。」と、著書で学びました。

しかし、いくら役割分担が成しえても、組織自体がまとまらなないと、大きな仕事はうまくいかないのではないのでしょうか。組織には目標を示し、人を動かすリーダーの存在が重要だと、私は考えます。

私は、会社の野球部のキャプテンを任されたことがあります。幼い頃から野球をしていましたが、キャプテンという大役は初めての経験でした。最初は戸惑いもありましたが、部員は皆、仲が良く、チームとしてのまとまりもあったので、特にキャプテンという立場・役割をあまり考えることなく、ただ、今迄通り野球をしながら、監督の補佐役をすればいいとぐらいにしか、考えていませんでした。

しかし、キャプテンを任されて、初めての県大会で私の考えは一転することとなりました。大舞台ということもあり、いつもとは違う環境で、いつもとは違うチームの意気込みを肌で感じ取れたのです。結果は準決勝で負けてしまいましたが、この時「本気で勝ちたかった。」「もっとこのチームで上を目指したい。」皆の気持ちを強く感じ、私も会社に入り野球をして、初めて強い思いがありました。そんな時、ある方に「もっとお前はキャプテンとして周りを見て的確な指示を出し、みんなを引っ張れるようになれ。そうすれば今のチームなら優勝できる。」と言われ、目が覚めるような気持ちでした。

確かに今までの私はチーム内で年齢が低いことに甘え、言いにくいことは言わずに避け、誰一人の意見も変えるような発言はできていませんでした。でも、それではチームの為にならないし、試合に勝つこともできない。私の一言でチーム自体が大きく変わる。時には言いたくない発言もしなくてはならない。そう考えるようになりました。



これは仕事でも同じことがいえると考えます。社内では野球とは違い、私には上司・先輩がいて、まだまだ、引っ張ってもらっている立場です。恥ずかしながら、今迄の私は叱られるのが、ただ嫌でした。叱る方は叱られる方より色々な考えがあり、できるなら言いたくない。全ては組織レベル向上のため、そして私自身の成長のため。わずかながら、分かった気がします。今後は叱ってくれる方に感謝し、そのことを素直に受け止め、行動に移せるようになっていきたいです。

私は野球を通じて、リーダーの重要性を実感するとともに、その難しさを学ぶことができました。将来、私自身が仕事において上の立場になれた時、組織の底上げができる理想的な人間に少しでも近づいているよう、現状に満足することなく、小さな問題を見つけ、一つずつ解決することで、日々成長していきたいです。



～大建工業 野球部のご紹介～

【チーム名】

- ・大建工業 21名 (Aクラス)
- ・大建工業ベースボールクラブ 16名 (Bクラス)

現在、部員は37名の2チーム制で活動しており全日本軟式野球連盟に加入登録し、主催する岡山地区の大会(国体・天皇賜杯・高松宮賜杯等)に出場しています。

大建工業をアピールするべく、高い目標(全国大会出場)を持って、日々練習に励んでいます。

チームのモットーは『自立型人間の育成』です!!野球を通じて人間形成を行い、会社として必要な人材に育てて行くのが、我が野球部の使命と考えています。



●過去の主な活動(戦績)

- | | |
|---------|--|
| 2016年6月 | 第38回西日本軟式野球大会(二部)西日本大会出場
大建工業ベースボールクラブ |
| 2016年3月 | 第38回西日本軟式野球大会(二部)岡山県予選会
優勝 大建工業ベースボールクラブ |
| 2014年3月 | 第36回 西日本軟式野球大会(二部)岡山県予選会
準優勝 岡山大建ベースボールクラブ |
| 2013年8月 | 第46回 中国五県軟式野球大会(一部)岡山県予選会
準優勝 岡山大建ベースボールクラブ |
| 2012年9月 | 第36回 県社会人軟式野球選手権大会 岡山県予選会出場
岡山大建工業 |
| 2012年7月 | 第45回 中国五県軟式野球大会(二部)岡山県予選会出場
岡山大建ベースボールクラブ |
| 2011年7月 | 第44回 中国五県軟式野球大会(二部)岡山県予選会出場
岡山大建ベースボールクラブ |
| 2011年5月 | 第66回 国民体育大会軟式野球競技岡山県予選会出場
岡山大建工業 |

会員の皆様、「私のお気に入り」の投稿を随時募集しております。
協会(電話082)221-0600)までお問い合わせください。

エレベーター・リフト・身障者用昇降機・テーブルリフター・昇降機設備



日本エレベーター協会会員

大成リフト製造株式会社

本社／広島市南区上東雲町19番2号 TEL (082) 284-0331(代)

FAX (082) 284-0370



株式
会社

ティース ハマモト

マンション修繕工事 内外装リフォーム 新築住宅 店舗デザイン 公共他工事 賃貸マンションプロデュース
〒731-0135 広島県広島市安佐南区長束4丁目16-2 TEL: (082) 238-1511 FAX: (082) 238-1511

GROUP COMPANY



〒739-0265

広島県東広島市志和町冠字猪伏2691-3

TEL: 082-433-5153

電気ホイス及び天井走行クレーンの修理
保守点検、製作、販売、据付工事



〒755-0008

山口県宇部市明神町3丁目1-32

TEL: 0836-31-5262

装飾ガラスの製造販売



〒731-3362

広島県広島市安佐北区安佐町久地251-209

TEL: 082-837-1521

建築、インテリア用素材の開発、製造販売



株式会社 エムズアーキプランニング

木造建築の各種申請サポート・企画設計

〒819-0043

福岡県福岡市西区野方5丁目64-10

TEL: 092-812-0530

長期優良住宅認定申請 確認申請 ZEH 補助金申請
BELS 評価申請 フラット35S 申請 等各種申請サポート

透明性の高いグラスファイバー製
不燃シートを採用!

国土交通大臣認定 NM-0895

透光率は
90%

既設建物にも対応

詳しくはホームページで

三和シャッター

検索



- ガラス製のたれ壁とは異なり、地震などによるひび割れ、落下した際のガラス飛散の心配がいらぬ。
- 中棧や下枠が無いので、見通しが良くスッキリとした意匠。
- 壁面に下地が不要で、取り付けも片側からの作業が可能なので、設置コストを低減。

防煙たれ壁『サンスモーク』

防煙シート テンションタイプ BTS

三和グループ 三和シャッター工業株式会社 082-297-3014

技術力を誇る建材総合商社

【営業品目】

- ・ A L C (ヘーベル)
- ・ 耐火被覆
- ・ 押出成形板 (メース)
- ・ 屋根・板金
- ・ 内装 (軽鉄・ボード)
- ・ スレート・サイディング

折出産業株式会社

〒734-0026 広島市南区仁保四丁目5番7号

TEL (082) 252-6840 FAX (082) 252-6878

E-mail info@oride-s.co.jp

(賛助会員)

1. 代表者変更

○不二サッシ(株)中四国支店

新：支店長 渡辺 隆司

旧：支店長 猪俣 直路

1. 所在地変更・代表者変更

○三谷セキサン(株)広島支店

新：広島市中区大手町3-7-2 あいおいニッセイ同和損保広島大手町ビル8階

支店長 宮下 政征

旧：広島市中区大手町3-2-31 損保ジャパン広島大手町ビル7階

支店長 西畠 正泰

編集後記

国内で新型コロナウイルスが広がっており、広島県内においても感染例の発表が増えてきております。そうした中、個人・企業も「三つの密」を避ける、「不要不急の外出」の自粛など、さまざまな感染症対策をされていると思います。

市場では、マスクや消毒液がまだまだ不足しておりますが、感染拡大を防ぐためにも、私たち一人ひとりができることをしっかりやっていきましょう。

一日も早い終息を願うばかりです。

私は、3月から前任の増本より、情報・編集委員を引き継ぎました新見と申します。協会活動に携わるのは初めてで何も分かりませんが、微力ながら協会、会員の皆様のお役に立てるよう頑張ってみますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

新見 嘉浩

一般社団法人 広島県建築士事務所協会 情報・編集委員会

担当副会長 安藤 俊彦

担当理事 加納 秀一 委 員 山本 英広

委員長 福山 雅也 中崎 隆之(賛助会員)

副委員長 熊野 弘伸(賛助会員) 浅敷 重和(賛助会員)

委 員 藤本 誠二 日高 博之(賛助会員)

三好 明彦 事務局 河原 直己

新見 嘉浩 長谷川彩子

中本 宗史 大木 一郎

発行所 一般社団法人 広島県建築士事務所協会

〒730-0013 広島市中区八丁堀5番23号

T E L (082) 221-0600

F A X (082) 221-8400

ホームページアドレス <https://h-aaa.jp/>

Eメール info@h-aaa.jp

印刷所 株式会社インパルスコーポレーション

〒731-0141 広島市安佐南区相田1丁目16番27号

T E L (082)878-6000

F A X (082)872-1664

平成 27 年 6 月 25 日に施行された建築士法の一部を改正する法律（法律第 92 号）で「設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化【第 24 条の 9】」が規定されました。

【第 24 条の 9】 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

建築士事務所協会の会員の皆様へ

日事連・建築士事務所 賠償責任保険 (建築家賠償責任保険)

あなたの
事務所を
賠償事故から
守る



日事連・建築士事務所 賠償責任保険の特徴

- 日本国内での設計・監理業務のミスに起因する、
 - ・ 設計業務の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損
 - ・ 上記に起因する他人の身体の障害ならびに他人の財物の損壊
→ 建築士事務所が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会構成員のための制度。団体割引で加入可能
- 国内建築物の設計・監理業務を包括的にカバー → 発注者から大きな信頼！
- 基本補償プランの支払限度額 5 千万円から 5 億円まで事務所の実態に合わせて選べる 5 タイプ！
- 保険料は経費として損金処理可能。お支払いは便利な自動口座引落とし。

平成 26 年 4 月から補償が追加されました！

- (1) 情報漏えい事故補償 (日事連会員のみ)
- (2) 初期対応費用補償 (会員・非会員)
- (3) 訴訟対応費用補償 (会員・非会員)

安心をプラス

長年にわたるご要望にお応えして、オプションプランを追加できるようになりました！

- ① 構造設計業務ミスによる「構造基準未達」時の賠償事故を補償
- ② 建築基準法等における「法令基準未達」時の賠償事故を補償
- ③ 建物調査業務（耐震診断等）中の賠償事故を補償

※ 会員のみ加入可能。別途特約保険料が必要。

このご案内は建築家賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は建築家賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細はパンフレットに記載されている保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

資料請求、ご質問は下記にお申し付けください

日事連・賠償責任保険指定代理店
有限会社日事連サービス

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-9-4 東京 ST ビル 3F

TEL 03-3552-1077 FAX 03-3552-1066

E-mail: njs@nichijiren-service.com

担当：阿部・助川・松原

ホームページを開設しました！ <http://www.nichijiren-service.net/>

引受幹事保険会社：東京海上日動火災保険株式会社



Stainless curtain wall

Order furniture



Order made kitchen



Order made kitchen



ステンレス加工と家具製作 そしてキッチン。



株式会社 松岡製作所

本社・ショールーム

東京ショールーム

広島市西区商工センター 8-9-33

TEL:082-277-2571 FAX:082-277-2789

東京都世田谷区奥沢 7-1-3-1F

TEL:03-5726-8622 FAX:03-5726-8623

<http://www.matsuoka-pro.com>

☎ 0120-477-473

“建設業界の発展”のために協同できること

私たち総合資格学院は、建設業界の振興を目的とし、様々なかたちで全国の建設系団体や地方自治体と協同させていただいております。

その活動は設計展の支援から、講演会の支援や当学院合格者の入会幹旋まで多岐にわたりますが、ここではその取り組みの一部をご紹介させていただきます。今後も、No.1スクールの自覚を持ち、この様な活動を通じて建設業界に貢献して参りますので、各種イベントや企画に関するサポート等については、お気軽に最寄りの当学院までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

大連理工大学 建築・芸術学院 他 × 総合資格学院

21世紀アジア地域に向けた新しい建築「伊東豊雄氏 講演会」

平成29年9月22日、大連理工大学建築・芸術学院、大連民族大学設計学院との共同で「21世紀アジアの地域に向けた新しい建築」と題したイベントが中国の大連で開催されました。このシンポジウムでは、当学院が長年にわたり活動を支援している伊東豊雄氏の基調講演をはじめ、中国の著名建築家や大学教授の方をゲストに迎えたクロストークなどが行われ、日中合同で実現した有意義なイベントは大きな反響と共に幕を閉じました。



一社) 東京建築士会 × 総合資格学院

住宅課題賞2018 [建築系大学住宅課題優秀作品展]

東京建築士会の主催による設計展「住宅課題賞」は、建築を学ぶ学生のみならず、建築の基本である住宅の設計を通して建築への興味とその社会的意義の認識を深めるとともに、大学間、第一線の建築士との交流によって、建築教育の情報交換と向上を図る目的で開催されています。当学院が発行する本展記録録では、各校から選出された51作品すべてを各4ページで紹介。また、建築教育関係者の情報交換の場となるよう課題文を展示する、という設計展の趣旨を作品集においても踏襲し、作品紹介と一緒に課題文や指導教員のコメントも併せて掲載しています。



伊東豊雄氏×小堀哲夫氏× 総合資格学院

若手業界人・建築学生向け 特別講演会

毎年恒例となっている、若手業界人と建築を学ぶ学生を対象とした講演会。平成30年は当学院が活動を支援する伊東氏と、当学院で学び一級建築士資格を取得した小堀氏がゲストとして登壇。これからの業界を担う方々にとって、とても有意義な講演会となりました。



金沢市 × 総合資格学院

歴史的空間再編コンペティション2019

歴史的空間再編コンペティションは、「学生のまち・金沢」「歴史都市・金沢」に全国の学生が集い、歴史的な空間との対話を通して、学び合い競い合うことで、歴史的空間のストックを見つめ直し、新しい価値が生まれる学びの場を創ることを目的に開催されています。



名古屋工業大学/光誠会 × 総合資格学院

第六回 鈴木楨次賞

同大学建築学科OB会の創立100周年を記念して創設された鈴木楨次賞。組織型設計体において、特に若手設計者によって設計された、創造的で、かつ機能的、技術的にも卓越した建築作品と、その設計者を表彰することを目的として開催されています。

鈴木 楨次賞
光誠会 第六回鈴木楨次賞

総合資格学院は「日本一」の合格実績！ 広島県でもNo.1

2019年度 1級建築士 設計製図試験 (12月19日発表)

広島県 合格者占有率



広島県合格者 69名中/当学院当年度受講生 46名
(2019年12月19日現在)

2019年度 1級建築士 学科+設計製図試験 (12月19日発表)

広島県 ストレート合格者占有率



広島県ストレート合格者 33名中/当学院当年度受講生 20名
(2019年12月19日現在)

2019年度 2級建築士 設計製図試験

全国 当学院当年度受講生合格者数

2,080名

全国合格者の4割以上(占有率41.3%)は当学院の当年度受講生!
(2019年12月5日現在) 全国合格者数5,037名

◆2019年度 1級建築士設計製図試験 全国合格者1,541名中、当学院当年度受講生880名 全国合格者占有率57.1%
●2019年度1級建築士設計製図試験の合格実績は、2019年12月19日に発表された。2019年10月13日実施会場の1級建築士設計製図試験の結果に基づきます。
※当学院のNo.1に関する表示は、公正取引委員会「No.1表示に関する実態調査報告書」に基づき掲載しております。 ※全国/道府県合格者数・道府県ストレート合格者数、(公財)建築技術教育普及センター発表に基づきます。 ※学科・製図・ストレート合格者とは、1級建築士学科試験に合格し、同年度の1級建築士設計製図試験にストレートで合格した方です。

広島県建築士事務所協会会員様
会員特別割引あり!



総合資格学院

スクールサイト www.shikaku.co.jp Facebook「総合資格 他」で検索!
コーポレートサイト www.sogoshikaku.co.jp 総合資格 検索



広島校

広島県広島市中区中町7-35 和光中町ビル 4F
TEL.082-542-3811

福山校

広島県福山市三之丸町11-11 三の丸ビル 1F
TEL.084-991-3811

1級・2級 建築士

構造設計1級建築士
設備設計1級建築士

建築設備士

1級・2級
建築施工管理技士

1級・2級
土木施工管理技士

1級・2級
管工事施工管理技士

宅地建物取引士

インテリア
コーディネーター

賃貸不動産
経営管理士